

生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の
一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第一号関係）	1
○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号） （抄）（第二号関係）	2

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	（進学・就職準備給付金の支給に関する事務の委託） 第八条の二 前条の規定は、進学・就職準備給付金の支給について 準用する。
現 行	（進学準備給付金の支給に関する事務の委託） 第八条の二 前条の規定は、進学準備給付金の支給について準用す る。

○ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）（抄）（第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は被保護者就労支援事業若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であつてデジタル庁令・総務省令で定めるもの</p> <p>十三〇十八（略）</p>	<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は被保護者就労支援事業若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務であつてデジタル庁令・総務省令で定めるもの</p> <p>十三〇十八（略）</p>